

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画の 変更について

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更の経緯

◎ 変更の経緯（概要）

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25年に策定されたもの
(※ 法に基づかない行動計画は平成17年に策定)
- 本県においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定を受け、新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画を平成25年に策定した。
(※ 法に基づかない行動計画は平成18年に策定)
- 我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」という。）の感染者が令和2年1月に確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。
- 新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画の改正が行われた。（H25の策定後初めての抜本的な改正）
これを踏まえ、本県においても新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画を変更する必要がある。
また、県の計画変更を受け、各市町村においても市町村新型インフルエンザ等対策行動計画を変更する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定
- 国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目的とする

【対象とする疾病】

全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
- 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

2. 新潟県行動計画の変更方針

【政府行動計画】

	旧 行動計画（平成25年策定、平成29年一部変更）	現行（令和6年7月2日 閣議決定）
策定のポイント	特措法に基づく初の行動計画であり、特措法で新たに盛り込まれた各種措置の運用等を記載	<u>新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて政府行動計画を抜本的に改正</u>
対策項目	6項目 ○実施体制、○サーベイランス・情報収集、 ○情報提供・共有、○予防・まん延防止、 ○医療、○国民生活及び国民経済の安定の確保	13項目に拡充 （新設） 水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、 保健、物資（個人防護具等）
対策の時期区分	発生段階ごとの対策を5期に分けて記載 ①未発生期、②海外発生期、 ③国内発生早期、④国内感染期、⑤小康期	<u>各段階での対策を明確にし、迅速かつ効果的な対応を可能にするため、全体を3期に分けて記載</u> ①準備期 ②初動期 ③対応期 → 準備期の取組（平時からの備え）を充実

【新潟県行動計画】

- ① 基本的には、政府行動計画（R6.7）の記載に準拠（政府行動計画において都道府県の役割とされている項目を漏れなく記載する。）
 ② 本県の新型コロナ対応の経験を踏まえ、所要の事柄を補記する。
 その際、特に保健・医療分野については感染症予防計画（R6.4）との整合を図るよう、その記載を県行動計画変更案に反映する。

	現行の県行動計画（平成25年策定）	変更後
策定のポイント	特措法第7条に基づき策定 内容は政府行動計画に準拠	特措法第7条に基づき変更 内容は政府行動計画に準拠（現行計画と同様）
対策項目	6項目 ○実施体制、○サーベイランス・情報収集、 ○情報提供・共有、○予防・まん延防止、 ○医療、○国民生活及び国民経済の安定の確保	<u>13項目に拡充</u> （新設） 水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、 保健、物資（個人防護具等） ※政府行動計画に準拠
対策の時期区分	①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期 ④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期	①準備期 ②初動期 ③対応期 ※政府行動計画に準拠

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画 変更の主なポイント

- 全ての対策項目に関して、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実
- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、「オール新潟」での対策の実施を記載

現行計画(H25.9)	変更後(対策項目)	変更の主なポイント(拡充された記載内容など)
① 実施体制	① 実施体制	・県による必要に応じた総合調整や指示を明記
② サーベイランス・情報収集	② 情報収集・分析 ③ サーベイランス	・現行計画から項目を分け、感染症予防計画との整合を踏まえながら各々の記載を充実 ・感染状況等に応じたサーベイランスの切り替えについて記載
③ 情報提供・共有	④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	・国や市町村、住民等との双方向のコミュニケーションについて記載を整理 ・偏見や差別、偽の情報や誤った情報への対応を記載
	⑤ 水際対策	※項目を新設(現行計画では「4 予防・まん延防止」の中に記載) ・国との連携や海外における発生情報の収集について記載を整理
④ 予防・まん延防止	⑥ まん延防止	・事業所や学校等に対するまん延防止のための措置の要請に関する記載を追加 ・感染症危機の発生後の、時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方を整理
	⑦ ワクチン	※項目を新設(現行計画では「4 予防・まん延防止」に新型コロナウイルスのみを念頭に記載) ・予防接種に係る情報の住民等への適切な提供について記載を整理
⑤ 医療	⑧ 医療	・予防計画の記載に沿った医療提供体制の確保に関する記載を充実 ・時期に応じた医療提供体制の構築に関する対応を整理
	⑨ 治療薬・治療法	※項目を新設(現行計画では「5 医療」に新型コロナウイルスのみを念頭に記載) ・国の研究開発、供給等に関する取組への協力、医療機関等への情報提供等について記載
	⑩ 検査	※項目を新設(現行計画ではほぼ記載なし) ・協定締結による検査体制の整備等について記載
	⑪ 保健	※項目を新設(現行計画では「5 医療」に記載) ・平時からの保健所や衛生研究所での体制整備、病原体や感染状況に応じた体制の見直し
	⑫ 物資	※項目を新設(現行計画では「6 県民生活及び県民経済の安定」に記載) ・協定締結医療機関と連携した個人防護具等の備蓄や供給状況の把握
⑥ 県民生活・県民経済の安定	⑬ 県民生活及び県民経済の安定	・県民の心身への影響に関する対応、教育及び学びの継続に関する支援について記載 ・事業者に対する事業継続の要請や支援について記載

新潟県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画（変更後の概要）

計画変更の趣旨等

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、次の感染症危機に際して迅速に対処を行うため、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が変更された。
これを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定により、「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年策定）」を変更する。

計画の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と新潟県行動計画

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
- 県行動計画の作成と感染症危機管理

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に係る基本的な考え方
- 感染症危機における有事のシナリオ（時期(準備期～初動期～対応期)ごとの対応の流れ）
- 県行動計画における各対策項目の概要等

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画（変更後の概要）

第3部 各対策項目(13項目)の主な取組

※項目②～⑫は感染症予防計画と整合

	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	●人材確保・育成や実践的な訓練の実施 ●関係機関間の連携強化	●県新型コロナウイルス等対策本部の設置 ●全庁的な対応の推進	●基本的対処方針に基づく対策の実施 ●地域の実情に応じた適切な対策実施
② 情報収集・分析 拡充	●国内外における感染症発生情報の覚知	●感染症、医療の状況のリスク評価	
③ サーベイランス 拡充	●当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ●届出基準の設定[国]、全数把握開始		●定点把握への移行[国] ●流行状況に応じたサーベイランスの実施/切り替え
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	●情報提供・共有の方法の整理	●科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供・共有 ●双方向コミュニケーションの実施	
⑤ 水際対策 新設	●連絡体制等の確認 ●平時からの訓練等	●国(検疫所)による対策の開始	●対策の強化 ●対策継続要否の判断
⑥ まん延防止	●対策の内容や意義の周知、理解促進	●まん延防止等重点措置、緊急事態措置等 ●必要に応じ非常時体制に移行	●対策の縮小・中止を機動的に実施
⑦ ワクチン 新設	●市町村、医療機関等の連携確認 ●ワクチンに関する理解促進・普及啓発	●接種体制の準備 ●接種に関わる医療従事者等の確保の検討	●使用承認[国]、接種開始 ●接種体制の準備、接種の開始
⑧ 医療	●医療提供体制の構築 ●平時からの訓練等	●感染症に対する医療提供体制の確保	●通常医療との両立 ●病原性や感染性に応じた機動的な対応
⑨ 治療薬・治療法 新設	●情報共有体制等の確認 ●抗インフルエンザ薬の備蓄	●国が主導する研究開発、供給等に関する取組への支援 ●医療機関等への速やかな情報提供・共有	
⑩ 検査 新設	●検査体制の構築 ●機器、資機材の確保	●PCR検査手法の確立[国] ●検査体制の立ち上げ	●患者の早期発見及び流行状況の把握
⑪ 保健 新設	●保健所や地方衛生研究所等との体制整備 ●平時からの訓練等	●相談対応開始 ●積極的疫学調査の開始	●入院勧告等の措置、移送 ●自宅・宿泊療養の調整、健康観察
⑫ 物資 新設	●必要な機関に感染症対策物資が行き渡る仕組みの形成 ●需給状況、備蓄、配置状況の確認		
⑬ 県民生活及び県民経済の安定	●事業者や県民に対する適切な情報提供 ●衛生用品や生活必需品等の備蓄の推奨	●事業継続に向けた準備等の要請 ●生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け	●事業継続に関する事業者への要請、支援 ●県民の心身の影響に関する施策や生活支援、教育及び学びの継続に関する支援

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画（変更後の概要）

【各項目の基本的な考え方（目的）及び時期ごとの対応】

① 実施体制

【基本的な考え方】

- 準備期においては、関係機関間において緊密な連携を維持し、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。
- 初動期、対応期には平時における準備を基に、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。

【準備期】

- ◆ 庁内各部局、関係機関の役割を整理
- ◆ 人材確保・育成や実践的な訓練の実施
- ◆ 研修や訓練を通じた関係機関の連携強化

【初動期】

- ◆ 県新型コロナウイルス等対策本部の設置
- ◆ 全庁的な対応の推進
- ◆ 対策に必要な予算の確保

【対応期】

- ◆ 基本的対処方針に基づく対策の実施
- ◆ 地域の実情に応じた適切な対策実施（市町村等に対する県による総合調整）

②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【基本的な考え方】

- 体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。また、感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。そのため、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。
- 準備期においては、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。
- 初動期、対応期には、感染症対策と社会経済活動の両立を見据え、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

【準備期】

- ◆ 国内外における感染症発生情報の覚知
- ◆ 疑似症サーベイランスの開始
- ◆ 情報提供・共有の方法の整理

【初動期】

- ◆ 感染症、医療の状況のリスク評価
- ◆ 科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供・共有
- ◆ 双方向コミュニケーションの実施

【対応期】

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画（変更後の概要）

【各項目の基本的な考え方（目的）及び時期ごとの対応】

⑤水際対策 ⑥まん延防止

【基本的な考え方】

- 新型コロナウイルス等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。
- 一方で、行動制限を伴うまん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

【準備期】

- ◆ 関係機関との連携体制の確認
- ◆ 対策内容やその意義の周知、理解促進

【初動期】

[国] 検疫所での対策の開始、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の適用
[県] 検疫所での対策への協力、上記措置の適用検討、要請

【対応期】

- ◆ 対策の強化、あるいは情勢に応じた対策継続要否（縮小、中止）の判断

⑦ワクチン ⑧治療薬・治療法

【基本的な考え方】

- ワクチン接種に関して、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行う。
- 国が実用化した治療薬・治療法の安定的な供給や提供に向け、平時から、発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備等を行う。

【準備期】

- ◆ ワクチン接種に関する市町村や医療機関等との連携及び接種体制の確認・構築
- ◆ ワクチンへの理解を深める周知啓発

【初動期】

[国] 臨床研究、治療薬の開発等
[県]

- ◆ 接種体制、流通体制の構築
- ◆ 接種に係る医療従事者等の確保の検討
- ◆ ワクチンや治療薬に関する情報提供・共有
- ◆ 抗インフルエンザウイルス薬の使用及び適正使用に係る薬局等への要請

【対応期】

[国] ワクチン、新薬の承認・使用開始
[県]

- ◆ 住民等へのワクチン接種の推進
- ◆ 治療薬に関する情報提供・共有
- ◆ 供給状況の把握
- ◆ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（国備蓄分の配分要請、備蓄の補充等）

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画（変更後の概要）

【各項目の基本的な考え方（目的）及び時期ごとの対応】

⑧医療 ⑩検査

【基本的な考え方】

- 感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するため、予防計画及び医療計画に基づき平時から、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じて強化する。また、必要な検査が円滑に実施されるよう、検査機器の維持及び検査物資の確保などの準備を着実に進める
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応する。

【準備期】

- ◆ 医療提供体制、検査体制の構築
- ◆ 平時からの訓練、資機材の確保 等

【初動期】

- ◆ 医療提供体制の確保
- ◆ 相談センターの整備
- ◆ 検査体制の立ち上げ

【対応期】

- ◆ 時期に応じた医療提供体制の構築
- ◆ 検査体制の拡充
- ◆ 国が行う検査実施方針の決定・見直しに対する協力

⑪保健

【基本的な考え方】

- 新型コロナウイルス等の発生状況は地域によって異なることを念頭に、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を守る。
- 多数の新型コロナウイルス等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型コロナウイルス等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理等を通じた業務効率化・省力化を行う。

【準備期】

- ◆ 人材の確保、保健所体制の確保
- ◆ 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の確保
- ◆ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【初動期】

- ◆ 有事体制への移行の準備
- ◆ 住民への情報提供・共有

【対応期】

- ◆ 有事体制への移行（相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査等）
- ◆ 健康観察及び生活支援
- ◆ 感染状況に応じた対応体制への移行

新潟県新型コロナウイルス等対策行動計画（変更後の概要）

【各項目の基本的な考え方（目的）及び時期ごとの対応】

⑫物資

【基本的な考え方】

- 全国的かつ急速なまん延により、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれることから、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
- このため、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じ、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

【準備期】

- ◆ 必要な機関に感染対策物資が行き渡る仕組みの形成
- ◆ 需給状況、備蓄、配置状況の確認

【初動期】

- ◆ 感染症対策物資等の備蓄状況の確認
- ◆ 円滑な供給に向けた準備
（事業者と連携しながら、必要量の確保に努める）

【対応期】

- ◆ 感染症対策物資等の備蓄状況の確認
- ◆ 緊急物資の運送の要請、指示

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

【基本的な考え方】

- 新型コロナウイルス等発生時における県民生活・県民経済への影響を最小化し、安定の確保を目指す。
- 準備期において、県及び市町村は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型コロナウイルス等発生時において対策の実施や自らの事業を継続するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

【準備期】

- ◆ 県と国との間の情報共有体制の整備
- ◆ 業務継続計画策定の勧奨及び支援
- ◆ 緊急物資運送等の体制整備
- ◆ 火葬能力の把握、火葬体制の整備

【初動期】

- ◆ 事業者等へ、事業継続に向けた準備等の要請、支援
- ◆ 生活関連物資、衛生関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

【対応期】

- ◆ まん延防止に関する措置等による心身への影響を考慮した施策の実施
- ◆ 生活支援、教育・学びの継続に関する支援
- ◆ 事業者に対する支援など、県民生活及び県民経済の安定に関する措置